

那須町 Press Release



令和 6 年 5 月 3 0 日

土砂条例における行政処分について

那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 15 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、事業者に対して行政処分を行いました。

【概要】

事業者名：那須塩原開発株式会社（代表取締役 高橋 正勝）

所在地： 栃木県那須塩原市大原間 205 番地 1

処分理由：当該事業者は、令和 2 年 6 月 16 日付けで許可を受け、那須町地内で土砂等の埋立てを行っていたが、その後、許可区域外への土砂等のたい積が確認されたため、再三に渡る行政指導を行ったが、これに従わなかったことから、令和 5 年 9 月 20 日付けで、「許可区域外へたい積した土砂を全量撤去し、かつ、許可区域内の盛土の高さ及び勾配を申請内容及び構造基準に合致するよう是正すること」とする措置命令を発出した。しかし、期限までに必要な措置を講じることなく措置命令に従わなかったことから、条例第 20 条の 2 の規定に基づき、これを公表する。

処分内容：措置命令の内容及び命令に従わなかった旨の公表

処分年月日：令和 6 年 5 月 30 日

公表の方法：町ホームページへの掲載、関係機関への情報提供

所 管 課・係	担 当 者		
	職 名	氏 名	連 絡 先
環境課 環境衛生係	課長補佐兼係長 主査	渡邊幸子 菊地佑太	0287-72-6916